

別記

第1号様式（第5条関係）

【非課税世帯（高校生等）用記入例】

令和 ○年 ○月 ○日

鹿児島県教育委員会 殿

奨学のための給付金受給申請書

基準日ごとに定められた申請
期限までに申請してください。

次の5点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- ☒ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、鹿児島県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒ 私は鹿児島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。
- ※ 児童入所施設措置費の支弁対象となる高校生等には、里親委託費のうち、修学旅行費又は特別育成費を受給している世帯に扶養されている高校生等を含みます。
- ☒ 給付金の支給を行うために鹿児島県教育委員会が必要であると認める場合、基準日における世帯の状況について各市町村及びその他関係機関に確認することを同意します。

令和○年度における奨学のための給付金の受給を申請します。

※該当するものを選択してください。	申請区分	① ☒	以下支給区分の①から⑥に該当する世帯
		② ☐	家計急変により保護者等の収入が激減した世帯 (※ 家計急変状況申出書（別紙様式）を添付してください。)
	支給区分	高等学校等に通う高校生等	
		① ☐	生活保護受給世帯（生業扶助を受給している世帯）の場合
		② ☒	非課税 ・ 保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯又は申請者が生徒本人の場合（※①及び③を除く。）
		③ ☐	通信制 ・ 通信制高等学校等に通う高校生等の場合
		専攻科に通う高校生等	
		④ ☐	非課税 ・ 生活保護受給世帯（生業扶助を受給している世帯）及び保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯
	⑤ ☐	105,500円未満 ・ 保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額の合算額が105,500円	
	⑥ ☐	264,500円未満 ・ 保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額の合算額が264,500円	

いずれかにチェック

課税証明書等に記載された住所と異なる場合で、課税証明書等の住所が鹿児島県外の方は住民票を添付してください。

申請者住所 (基準日現在)	〒 892 - 0853 鹿児島県鹿児島市城山町○○○	ふりがな	やまだ じろう
連絡先(電話番号)	090 - 1234 - 5678	申請者氏名	山田 次郎
高校生等との関係	親権者等・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・本人・その他（ ※ 親権者等とは親権者のほか高校生等が成年年齢に達する日以前に親権者であった者又は父母（専攻科のみ）を含みます。		

【1 対象となる高校生等について】

※4/1時点での年齢

ふりがな	やまだ ゆう	生年月日	昭和 平成 ○年 ○月 ○日 (満○○歳)
氏名	山田 優	学年	第 2 学年
在学する学校	学校の名称 独立行政法人国立高等専門学校機構 鹿児島工業高等専門学校	学校の種類・課程・学科	第 2 学年
国公立の区分	「国立」「高等専門学校」を選択		
※ 該当するものを選択してください	専攻科		
在学期間	平成 ○年 4 月 ~ 在学中	在学中に給付金を受給した回数	なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☒ ☐ ☐ ☐ ☐
過去の高等学校等における在学期間 (転学・退学等があった場合に記入)	学校名	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
学	過去、現在在学する学校以外等で、奨学のための給付金を受給している場合はこの欄に記入してください。(同じ学校であっても別の課程に転籍した場合も記入が必要です。)		

【2 保護者等の収入等の状況について】（該当するものを選択してください。）

（１）生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

☐	生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書
--------------------------	--------------------------------

（２）次の者の課税証明書等を提出します。（※家計急変の場合は、給与収入、扶養親族等の記載が省略されていないもの）

高校生等 との続柄	氏名
父	山田 次郎

高校生等 との続柄	氏名
母	山田 陽子

①	☒	親権者等（両親）2名分
	☐	親権者等1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）
	☐	・離婚及び死別、養子縁組等により親権者等が1名の場合
②	☐	・親権者等が存在するものの、家庭の事情（例：DV、養育放棄等）によりやむを得ず、親権者等の1人の課税証明書等を提出できない場合 等 ※理由（例：〇年〇月頃から失踪により連絡不可等） 〔 〕
③	☐	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が法人である場合は、その者を除く。 〔 〕
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者等又は未成年後見人が存在しない場合等 ※高校生等が未成年の場合、親権者の状況を記載してください。（例：父母ともに死去等） 〔 〕
⑤	☐	高校生等本人 親権者等、未成年後見人又は主たる生計維持者等 〔 〕

・〇年〇月頃から失踪により接触することができないため
・〇年〇月頃からDVにより接触することができないため など。

・死去、〇年〇月頃から所在不明、幼少時離婚 など
※父・母それぞれ記入してください。

※ ④に該当する場合、扶養誓約書（事務処理要領様式3）を提出してください。

※ （専攻科の場合）保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる場合、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書及び扶養親族申告書（事務処理要領様式11）を提出してください。

（３）次の理由により、課税証明書等

☐	所得確認の対象が高校生等本人であるが、未成年で道府県民税所得割額が0円である場合（例：専攻科等）
--------------------------	--

・1年生の前倒し支給は4月1日
・通常申請は7月1日
・開陽高等学校の後期入学生は11月1日 を記入してください。

※（２）に該当する場合、理由を確認の上、□にレ点を付けてください。

☒	世帯は、〇月 1 日（基準日）現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していません。
-------------------------------------	---

【3 支給方法について】

支給方法	☒	口座振込により支給してください。 （※口座振込申出書（別紙1）及び通帳またはキャッシュカードの写しを添付してください。）
------	-------------------------------------	---

別記

第1号様式（第5条関係）

【生活保護（生業扶助）受給世帯用記入例】

令和 ○年 ○月 ○日

鹿児島県教育委員会 殿

奨学のための給付金受給申請書

基準日ごとに定められた申請
期限までに申請してください。

次の5点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- ☒ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、鹿児島県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒ 私は鹿児島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。
- ※ 児童入所施設措置費の支弁対象となる高校生等には、里親委託費のうち、修学旅行費又は特別育成費を受給している世帯に扶養されている高校生等を含みます。
- ☒ 給付金の支給を行うために鹿児島県教育委員会が必要であると認める場合、基準日における世帯の状況について各市町村及びその他関係機関に確認することを同意します。

令和○年度における奨学のための給付金の受給を申請します。

※該当するものを選択してください。	申請区分	① ☒	以下支給区分の①から⑥に該当する世帯
		② ☐	家計急変により保護者等の収入が激減した世帯 (※「家計急変状況調査表」別紙様式2)を添付してください。)
	支給区分	高等学校等	
		① ☒	生活保護受給世帯（生業扶助を受給している世帯）の場合
		② ☐	非課税 ・保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯又は申請者が生徒本人の場合（※①及び③を除く。）
		③ ☐	通信制 ・通信制高等学校等に通う高校生等の場合
		専攻科に通う高校生等	
		④ ☐	非課税 ・生活保護受給世帯（生業扶助を受給している世帯）及び保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯
	⑤ ☐	105,500円未満 ・保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満である世帯（※④を除く。）	
	⑥ ☐	264,500円未満 ・保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額の合算額が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯（※④及び⑤を除く。）	

申請者住所 (基準日現在)	〒 892 - 0853 鹿児島県鹿児島市城山町○○○	ふりがな	やまだ じろう
連絡先(電話番号)	090 - 1234 - 5678	申請者氏名	山田 次郎
高校生等との関係	親権者等・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・本人・その他（ ※ 親権者等とは親権者のほか高校生等が成年年齢に達する日以前に親権者であった者又は父母(専攻科のみ)を含みます。		

【1 対象となる高校生等について】

※4/1時点での年齢

ふりがな	やまだ ゆう	生年月日	昭和 平成 ○年 ○月 ○日 (満○○歳)	
氏名	山田 優			
在学する学校	学校の名称	独立行政法人国立高等専門学校機構 鹿児島工業高等専門学校	学 年	第 2 学年
	国公立の区分	「国立」「高等専門学校」を選択		
	※ 該当するものを選択してください	専攻科		
	在学期間	平成 ○年 4 月 ~ 在学中	在学中に給付金を受給した回数	なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☒ ☐ ☐ ☐ ☐
過去の高等学校等における在学期間 (転学・退学等があった場合に記入)	学校名	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
	学 年	過去、現在在学する学校以外等で、奨学のための給付金を受給している場合はこの欄に記入してください。(同じ学校であっても別の課程に転籍した場合も記入が必要です。)		

【2 保護者等の収入等の状況について】（該当するものを選択してください。）

（１）生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出し

☒	生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書
-------------------------------------	---

（２） 次の者の課税証明書等を提出します。（※家計急変の場合は、給与収入、扶養親族等の記載が省略されていないもの）

	高校生等 との関係	生活保護（生業扶助）受給世帯の場合、 この欄は記入不要です。	
①	☐		を除
	☐		
②	☐		課税証明
	☐		）
③	☐		全員分） 合は、そ
④	☐		）
⑤	☐	高校生等、 親権者等、	等

※ ④に該当する場合、扶養誓約書（事務処理要領様式3）を提出してください。

※ （専攻科の場合）保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる場合、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書及び扶養親族申告書（事務処理要領様式11）を提出してください。

（３）生活保護受給世帯だが、生業扶助が措置されていない世帯の場合は、
こちらにチェックしてください。（生業扶助が措置されていないことを確認の上、
非課税世帯として給付できる可能性があります。）

※ （２）又は（３）に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

☐	私の世帯は、 月 日（基準日）現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。
--------------------------	---

【3 支給方法について】

支給方法	☒	口座振込により支給してください。 （口座振込申出書（別紙1）及び通帳またはキャッシュカードの写しを添付してください。）
------	-------------------------------------	--

別記

第1号様式（第5条関係）

【家計急変世帯用記入例】

令和 〇年 〇月 〇日

鹿児島県教育委員会 殿

奨学のための給付金受給申請書

次の5点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- ☒ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、鹿児島県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒ 私は鹿児島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。
- ※ 児童入所施設措置費の支弁対象となる高校生等には、里親委託費のうち、修学旅行費又は特別育成費を受給している世帯に扶養されている高校生等を含みます。
- ☒ 給付金の支給を行うために鹿児島県教育委員会が必要であると認める場合、基準日における世帯の状況について各市町村及びその他関係機関に確認することを同意します。

令和〇年度における奨学のための給付金の受給を申請します。

※該当するものを選択してください。	申請区分	① ☐	以下支給区分の①から⑥に該当する世帯	
		② ☒	家計急変により保護者等の収入が激減した世帯 (※ 家計急変状況申出書（別紙様式2）を添付してください。)	
	支給区分	高等学校等に通う高校生等		
		① ☐	生活保護	・生活保護受給世帯（生業扶助を受給している世帯）の場合
		② ☒	非課税	・生活保護受給世帯（生業扶助を受給している世帯）及び道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯又は ・保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満の場合（※①及び③を除く。）
		③ ☐	通信制	・通信制高等学校等に通う高校生等の場合
		専攻科に通う高校生等		
		④ ☐	非課税	・生活保護受給世帯（生業扶助を受給している世帯）及び保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯
	⑤ ☐	105,500円未満	・保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満	
	⑥ ☐	264,500円未満	・保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額の合算額が264,500円未満	

いずれかにチェック

課税証明書等に記載された住所と異なる場合で、課税証明書等の住所が鹿児島県外の方は住民票を添付してください。

申請者住所 (基準日現在)	〒 892 - 0853 鹿児島県鹿児島市城山町〇〇〇	ふりがな	やまだ じろう
連絡先(電話番号)	090 - 1234 - 5678	申請者氏名	山田 次郎
高校生等との関係	親権者等・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・本人・その他（ ※ 親権者等とは親権者のほか高校生等が成年年齢に達する日以前に親権者であった者又は父母（専攻科のみ）を含みます。		

【1 対象となる高校生等について】

ふりがな	やまだ ゆう		生年月日	昭和 〇年 〇月 〇日 (満〇〇歳)
氏名	山田 優		昭和 平成	〇年 〇月 〇日 (満〇〇歳)
在学する学校	学校の名称	独立行政法人国立高等専門学校機構 鹿児島工業高等専門学校		
	国公立の区分	「国立」「高等専門学校」を選択		
	※ 該当するものを選択してください	専攻科		
在学期間	平成 〇年 4 月 ~ 在学中	在学中に給付金を受給した回数	なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☒ ☐ ☐ ☐ ☐	
過去の高等学校等における在学期間 (転学・退学等があった場合に記入)	学校名	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
	学	過去、現在在学する学校以外等で、奨学のための給付金を受給している場合はこの欄に記入してください。(同じ学校であっても別の課程に転籍した場合も記入が必要です。)		

【2 保護者等の収入等の状況について】（該当する方のみ記入してください。）

（１）生活保護法第36条の規定による生業扶助を受給しています。

☐ 生業扶助（高等学校等就学費）を受給していません。

給与収入・扶養親族等の記載が省略されていない課税証明書を提出してください。

（２）次の方の課税証明書等を提出します。（※家計急変の場合は、給与収入、扶養親族等の記載が省略されていないもの）

高校生等との続柄	氏名
父	山田 次郎

高校生等との続柄	氏名
母	山田 陽子

①	☒	親権者等（両親）2名分
	☐	親権者等1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）
	☐	・離婚及び死別、養子縁組等により親権者等が1名の場合
②	☐	・親権者等が存在するものの、家庭の事情（例：DV、養育放棄等）によりやむを得ず、親権者等の1人の課税証明書等を提出できない場合 等 ※理由（例：○年○月頃から失踪により連絡不可等） 〔 〇年〇月頃から失踪により接触することができないため 〇年〇月頃からDVにより接触することができないため など。 〕
③	☐	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人がある場合、その者を除く。 ※ 未成年後見人が法人である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者等又は未成年後見人が存在しない場合等 ※高校生等が未成年の場合、親権者の状況を記載してください。（例：父母ともに死去等） 〔 死去、〇年〇月頃から所在不明、幼少時離婚 など ※父・母それぞれ記入してください。 〕
⑤	☐	高校生等本人 親権者等、未成年後見人又は主たる生計維持者がない場合 等

※ ④に該当する場合、扶養誓約書（事務処理要領様式3）を提出してください。

※ （専攻科の場合）保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる場合、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書及び扶養親族申告書（事務処理要領様式11）を提出してください。

（３）次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐	所得確認の対象が高校生等であるが、未成年で道府県民税を納税していない場合 等
--------------------------	--

7月1日以前の家計急変は7月1日（前倒し支給の場合は4月1日）
7月2日以降の家計急変は申請日の翌月（申請のあった日が月の初めである場合は、申請のあった月）1日を記入してください。

※（２）の理由に該当する場合、理由を確認の上、□にレ点を付けてください。

☒	世帯は、○月 1 日（基準日）現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していません。
-------------------------------------	---

【3 支給方法について】

支給方法	☒ 口座振込により支給してください。 （※口座振込申出書（別紙1）及び通帳またはキャッシュカードの写しを添付してください。）
------	---

令和 ○ 年 ○ 月○日

鹿児島市福祉事務所長

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による
生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

下記の世帯が、令和○年**7**月**1**日（基準日）現在、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定により「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給中であることを証明する。

4月1日、7月1日、11月1日のいずれかを記入してください。
7月2日以降の家計急変は、申請日の翌月（申請日が月の初めである場合は、申請のあった月）1日のいずれかを記入してください。

世帯主氏名
山田 次郎

世帯員氏名

氏 名	続柄	生年月日	保護開始年月日
山田 陽子	妻	昭和○○年○月○日生	平成23年5月2日
山田 一郎	長男	平成○○年○月○日生	平成23年5月2日
山田 優	長女	平成○○年○月○日生	平成23年5月2日

- ※1 福祉事務所等が発行した「生活保護受給証明書」により「生業扶助の措置状況」が確認できる場合は、代用が可能です。
- ※2 本様式による場合は、生活保護の実施機関(県または市)において証明を受けてください。

証明書の使用目的
奨学のための給付金の受給手続きのため

備考

別紙

口座振込申出書

令和 〇 年 〇 月 〇 日

鹿児島県教育委員会 殿

申請者住所 鹿児島市城山町〇〇〇

申請者氏名 山田 次郎

私に対する奨学のための給付金の支払いについては、下記口座に振り込まれるよう申し出ます。

記

※ 原則、申請者本人の口座を指定してください。

金融機関名：鹿児島 銀行 労金・信金
信組・相信・農協 店舗名：県庁 本店・支店・支所
出張所・代理店
その他【 】

預金種別：普通預金・当座預金 口座番号：1234567

口座名義：ヤマダ ジロウ
(通帳裏面等に記載のカタカナ名)

原則、申請者名義の口座を指定してください。(申請者の配偶者や生徒本人名義の口座は不可。)

振込票のイメージ:

店番: 090 科目: 普通預金 口座番号: 1234567 税区分: 総合課税

振込先: ヤマダ ジロウ 様

振込元: 鹿児島銀行 県庁支店

発行日: 24年01月20日

電話番号: 099-286-5500

通帳発行所: 090

